## 既存宅地内建物(再開発型を除く)建築許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法43条、政令36条1項3号八、条例3条2号、条例5条 】

						確認不足防止・審査	を   を	<b>乳</b>	動力な	<b>香</b> 体	体制の確保を目的として作成したも	のであり、標準的な
		こおい										
						の透明性や申請書	領を作成する際の留意	事項	の確認	記等に	に寄与するものであることから、公	表(群馬県ホームペ
		上にと			•							
		者		名				申	請	地		
建	築	物	の	用	途			手	数	料		円
曲	<b>i</b> ∓ ≣	周整		有•	<del>1111:</del>	4条・5条	月可	代	理	人		
AX 1	FA 0	内正		H	2222	4木 0木	月 保留	連	絡	先	<b>₹</b>	
※者	ichi	計画法	施行	規則	34条	に基づく次の申請	事及び添付図書により	)、都	計計和	11法施	施行令36条の各規定の適否を審査	<b>する</b> 。
※霍	猹	こあた	って	は、	申請書	及び添付図書か群馬	<b>県県土整備部建築</b>	<b>胖</b> 师	め 陼	情却	計画法に基づく開発許可制度の手引	(以下「手引」と称
す	D]	の「s	第5章	有 重	街化	<b>問整区域内においけ</b>	る建築等の制限」等	に基づ	づき作	成され	られているか確認する。	
◆手	-引	第5章	£5 [F	申請記	<b>事及び</b>	添付書類』を参照						
<b>≖</b> =	٠,	鱼否				A # [88/5+89	<b>∸1</b>	•	••記載	等説	胡(主なもの(その他、手引参照))	
<b>省</b> 气	7 J	四古				名 称【関係規】	E1	<b>_</b>	・・簡素	化に	-係る説明(平成28年度以降)	
1	-		建築	物の	新築、	改築若しくは用途	の変更又は第一種特	•	「建築物	加」「貧	「第一種特定工作物」の別、「新築」「	改築」「用途の変更」
			定工	作物	の新設	許可申請書【省令:	34条】				別を選択	
2	2		委任	状							格、登録番号記載。	
3	3		許可	を受	けよう	とする理由書		<b>●</b> /□	「故申請	青に至	至ったかを明瞭簡潔に記載	
4	Į.		付近	見取	図(都	(市計画図)		●箱	訳1/	10,00	000 又は 1/20, 000、申請地を赤で明え	<b>示</b> 。
5	5		付近	見取	义			●絲	記 1/	2,500	00以上(連たん状況が明らかに適合	している場合、カウ
								ン	/ ト表示	は不	不要。ただし、50m前後の場合、敷b	他間隔を明記)
6	5		土地	利用	計画図	] [新築・改築の場合	}]	●絲	訳1/	500 L	以上。敷地境界、道路境界、敷地内	外高低差、建築物の
			又					位	置、最	高高	高さ、がけ及び擁壁の位置、排水施設	の種類、排水の流れ
			敷地	現況	図 [用	途変更の場合]					流先の名称を明示。	
7			公図								で囲む	
8	_				事項証						利効力のあるもの	
8	_		敷地			(面積	m²)		記 1/			
10	)		敷地	の現	況写真	Î.				<b>勿、接</b>	接道状況を立証するもの(接道状況)	が明らかな場合は添
									「不要)			
1 1	-		排水	先同	意書						者の同意書	
	+			11.							な事項欄に記入すれば添付不要	
1 2	2		その	他							る書面 Managhan Litter Purities Managhan ステルナでは	コーナフ 書名 (書人)
											他の排水施設が適当であることを確 na 以上の場合には、排水計算(雨水	
									いけが必			、行小里可昇)音ツ
											′。 であることを確認できる書類。	
											必要と認めるもの。	
ΔΞ	-2 K	车吊车	-1 <i>(</i> 2	八末	1 『注	第74条久早に朗ま	ス由語に必要が図書				地基準適否の審査は別記による	
			- 1 (2	./ 20	. 1    //					-	初(主なもの(その他、手引参照))	1
番号	<del>}</del>   i	百百				名 称【関係規】	定】	_			- 係る説明(平成 28 年度以降)	
1 3	3		線引	き前	から字	地である旨の証明					り、や「課税証明」等	
1 4	_		連た			2 2 40 3 2 7 1 1 1 1 1 1 1					が明らかに適合している場合、カウ	ント表示は任意(縮
									1/2, 5			
1 5	5		予定	建築	物の各	階平面図		●悶	そ存がま	らる場	場合、既存建築物も含む	
1 6	_		予定	建築	物の立	面図		●財	を存がま	らる場	場合、既存建築物も含む	
								▲建	<b>建築物</b> の	つ高さ	さを土地利用計画図又は敷地現況図	平面図に明示すれ
								13	ばが付る	要		
◆別	昆	<b>(立地</b>	基準	直否	の審査	) →政令36条1項	3号ハ (条例3条2:	号)(	ご連合	するこ	ことの審査事項	
						すること。(練引き		月				
		香				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	*	1			項	
1	E	自請地	は、)	欠の	<b> ~4</b> €	いずれかに該当す	ること。					
-1	_							比地で	:線引き	₹のE	日以降も引き続き宅地として土地登	記簿に登記されてい
	350											
-2			線引きの際市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されている土地で線引きの日以降も引き続き市町村の固定資産							町村の固定資産税課		
			税台	帳上	宅地と	して評価されている	<b>5もの</b>					
-3	I		上記要件(1-1 又は 1-2)のほか、線引きの際及び線引きの日以降宅地であったと知事が認める土地									
-4	T		土地改良法に基づく土地改良事業による換地処分が行われた土地で、その換地前の土地が上記要件(1-1、1-2 又は 1-3)のい									
			ずれ	かに	該当す	るもの						
2				_			ごね 50 以上の建築物 こ なななわ 50m以内			<b>楽物の</b>	の存する敷地相互の間隔がおおむね	50m 以内で連たんす

3	予定建築物(既存がある場合、既存建築物を含む)は 専用地域内に建築可能であること)	築基準	<b>隼法別表第二(ろ)に掲げる建築物であること。(第二種低層住居</b>
4	予定建築物(既存がある場合、既存建築物を含む)の規模は、	次の1·	·2の <u>すべて</u> に該当すること。
-1	原則として100%以下であること。 (容積率		%)
-2	原則として10m以下であること。 (高さ		m)
5	敷地面積最低限度は、原則として 150 m とする。(一区	画あた	:りの有効宅地面積は 150 m以上であること)
特	□ 現地調査 : 令和 年 月 日	処	受 前・太 土木事務所
記		799	付 令和 年 月 日第 号
事		理	許 令和 年 月 日
項		欄	可 許可番号 第 一 号